公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第８９０号
大阪市淀川区野中北２丁目３番５―510号
債務者　小河　房子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　生大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１９号
大阪市淀川区田川３－２－２―307、住民票上の住所大阪市淀川区三津屋北１丁目25番１号
債務者　長田　浩司
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋　　祐香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１号
岡山県玉野市八浜町大崎1658番地
債務者　三宅　治之
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６号
福岡県遠賀郡遠賀町田園３丁目16番11号
債務者　田原　　要
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾上　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３６号
北九州市八幡東区帆柱４丁目９番６号
債務者　柴田　　健
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　衆介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５３９５号
大阪市淀川区塚本５丁目６番34号
債務者　ＣＡＲ　ＳＥＲＶＩＣＥ　ＬＥＴ’Ｓこと　安西　喜雄
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４２号
大阪府守口市春日町４番18号
債務者　髙山食品こと　髙　　永珍
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　興平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０号
長崎県長崎市小峰町14番25―703号
債務者　中尾　美恵
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１０号
札幌市手稲区稲穂１条４丁目８番10号　第一ロイヤルコート稲穂３―Ｄ号
債務者　松村　壽子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　治香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７２号
名古屋市北区志賀町４―60―33、住民票上の住所名古屋市北区辻町１丁目54番地の３
債務者　長谷川邦彦
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　治雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月16日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７３号
名古屋市北区喜惣治２丁目131番地の２
債務者　長谷川將和
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　治雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月16日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０号
埼玉県草加市瀬崎１丁目９番１―1501号
債務者　田村　大地
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
茨城県水戸市渡里町2777番地の50
債務者　藤枝佳津子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田部　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３９号
茨城県那珂郡東海村大字村松3162番地
債務者　前田　雄之
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　拓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５８号
茨城県水戸市城南２丁目11番15号　Ｆｏｒｚａ水戸302号
債務者　奥脇　秀孝
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２５８号
福岡県福岡市東区和白３―５―10―202　レオパレス和白駅前、住民票上の住所長野県安曇野市三郷温1898番地１
債務者　福み味こと　二木　亮二
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
長野地方裁判所松本支部